

議第164号

滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年11月27日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成28年滋賀県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「の財務規定等」を削り、同条中「法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を」を「法の規定の全部を令和 8 年 4 月 1 日から」に改める。

第 7 条の見出し中「作成」を「提出」に改め、同条第 1 項中「知事」を「ボートレース事業庁長」に、「作成しなければ」を「知事に提出しなければ」に改め、同条第 2 項中「作成する」を「提出する」に改め、同項第 3 号中「知事」を「ボートレース事業庁長」に改め、同条第 3 項中「作成する」を「提出する」に、「知事」を「ボートレース事業庁長」に、「作成しなければ」を「提出しなければ」に改め、同条を第 8 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（委任）

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（管理者および組織）

第 4 条 競走事業の管理者は、滋賀県びわこボートレース事業庁長（以下「ボートレース事業庁長」という。）とする。

2 法第14条の規定に基づき、ボートレース事業庁長の権限に属する事務を処理させるため、滋賀県びわこボートレース事業庁を置く。

3 前項に定めるもののほか、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務は、同表に定めるとおりとする。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第 4 条関係）

名	称	担	任	す	る	事	務

滋賀県びわこボートレース事業庁建設工事等総合評価審査委員会

ボートレース事業庁長の諮問に応じて滋賀県びわこボートレース事業庁が発注する建設工事等に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（調整規定）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）が地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和6年滋賀県条例第45号）の施行の日前である場合には、同条例第2条第3号中「第5条」とあるのは、「第6条」とする。

（滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正）

- 3 滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和5年滋賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第3号中「もしくは病院事業管理者」を「、病院事業管理者もしくは競走事業管理者」に改める。

（滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

- 4 滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年滋賀県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ウ中「または病院事業の管理者」を「、病院事業の管理者または競走事業の管理者」に改める。

（滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

- 5 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号の次に次の1号を加える。

（4）の2 競走事業の管理者

第2条の2第3項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）競走事業の管理者 100分の24.1

第2条の3第1項および第3項中「病院事業の管理者」の右に「、競走事業の管理者」を加える。

付則第5項中「、病院事業の管理者」の右に「、競走事業の管理者」を加え、「病院事業の管理者 教育長」を「病院事業の管理者 競走事業の管理者 教育長」に改める。

別表1病院事業の管理者の項の次に次のように加える。

競走事業の管理者	880,000円を超えない範囲内において知事が定める額
----------	-----------------------------

別表3の(1)の表中「病院事業の管理者」を「病院事業の管理者
競走事業の管理者」に改め、別表3の(1)第2項、第3項、第5項および第6項中「教育長」を「競走事業の管理者、教育長」に改め、同表の(2)の表中「病院事業の管理者」を「病院事業の管理者
競走事業の管理者」に改める。

(滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

6 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年滋賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号から第12号までを次のように改める。

(10) から (12) まで 削除

第12条を次のように改める。

第12条 削除

(滋賀県公文書等の管理に関する条例等の一部改正)

7 次に掲げる条例の規定中「および病院事業管理者」を「、病院事業管理者および競走事業管理者」に改める。

(1) 滋賀県公文書等の管理に関する条例（平成31年滋賀県条例第4号）第2条第1項

(2) 滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）第2条第1項

(3) 滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年滋賀県条例第4号）第2条第1項

(4) 滋賀県環境基本条例（平成8年滋賀県条例第18号）第27条第1項

(滋賀県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

8 この条例の施行の際前項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定による改正前の滋賀県情報公開条例（以下「改正前の情報公開条例」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものまたは施行日前に改正前の情報公開条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で、施行日以後においては競走事業管理者が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における前項の規定による改正後の滋賀県情報公開条例の規定の適用については、競走事業管理者がした処分その他の行為または競走事業管理者に対してなされた請求その他の行為とみなす。

(滋賀県公営競技施設整備基金条例の一部改正)

9 滋賀県公営競技施設整備基金条例（昭和61年滋賀県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条中「知事」を「滋賀県びわこボートレース事業庁長（以下「ボートレース事業庁長」という。）」に改める。

第6条中「知事」を「ボートレース事業庁長」に改める。

(滋賀県行政手続条例および滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例の一部改正)

- 10 次に掲げる条例の規定中「病院事業の管理者」の右に「、滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成28年滋賀県条例第63号）第4条第1項に規定する競走事業の管理者」を加える。

(1) 滋賀県行政手続条例（平成7年滋賀県条例第40号）第2条第6号

(2) 滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）

第2条第3号ア

(滋賀県モーターボート競走条例の一部改正)

- 11 滋賀県モーターボート競走条例（昭和27年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「知事」を「滋賀県びわこボートレース事業庁長（以下「ボートレース事業庁長」という。）」に改める。

第5条ただし書および第7条中「知事」を「ボートレース事業庁長」に改める。

(滋賀県災害対策本部条例の一部改正)

- 12 滋賀県災害対策本部条例（昭和37年滋賀県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「滋賀県病院事業庁長」の右に「、滋賀県びわこボートレース事業庁長」を加える。